2014年度入学試験問題　（第1回）

社　　会

（30　分）

【注　意】

① この試験の問題文・設問は，1ページから9ページに印刷されています。
問題は 1 と 2 があります。

② 解答は必ず「解答用紙」のきめられたわくの中にはっきり書きなさい。

1 次の文章を読み，設問に答えなさい。

「国家総動員」が叫ばれた戦争に，戦わない人たちはどのように関わったのでしょうか。例えば，女性は…。ここでは作家太宰治の小説「十二月八日」を手がかりに考えていきます。

この作品は，（　1　）年12月８日，つまり「開戦」の日の主婦の一日を描いたものです。語り手である主婦の「私」は，おだやかでまじめそうな女性として描かれています。そんな彼女はその朝，開戦の報を耳にすると，暗闇にひとすじの光を見たような，感激と緊張の混ざりあった気持ちになりました。いっぽうで，その日も彼女は，家事，育児，「主人」への愚痴，といったおなじみの時を過ごしました。街の様子もとくに変わったところはなかったようです。しかし，その日の「私」の日記には次のような一節が見られるのです。

> 台所で後かたづけをしながら，いろいろ考えた。目の色，毛の色が違うという事が，これほどまでに敵意を起こさせるものか。めちゃくちゃに，ぶん殴りたい。数年前に（　2　）と戦争を始めた時とは，まるで気持がちがうのだ。本当に，この美しい日本の土を，けだものみたいに無神経な（　3　）の兵隊どもが，のそのそ歩きまわるなど，考えただけでも，たまらない，…　日本のきれいな兵隊さん，どうか，彼等をめっちゃくちゃに，やっつけて下さい。これからは私たちの家庭も，いろいろ物が足りなくて，ひどく困る事もあるでしょうが，ご心配はいりません。私たちは平気です。いやだなあ，という気持は，少しも起らない。…かえって，こういう世に生れて生きがいが感じられる。こういう世に生れて，よかった，と思う。ああ，誰かと，うんと戦争の話をしたい。やりましたわね，いよいよはじまったのねえ，なんて。　〈一部表現を改めて引用〉

この「開戦」と「日常」の近さはどうでしょうか。彼女にとってこの戦争の始まりは，日常を彩るような，どこかワクワクするような大イベントの始まりで，自分も何かの役に立ちたいと強く思わせる出来事だったのです。そして，このような気分は，広く社会に共有されていました。なぜか。 すでに始まっていた（　2　）との戦争は当初の予想を越えて長期化し，世の中には重苦しさがただよっていましたが，（　3　）との開戦はそんな雰囲気を一新しました。つまり，こ

ういうことではないでしょうか。①数年来(　A　)を続けている社会の人々にとって，(　A　)をしている状態はすでに(　B　)になっていて，しかもさらなる(　A　)の始まりは人々の気持ちを高ぶらせリフレッシュさせた。そして，太宰は日本社会のそんな空気をたくみにとらえ，一般の女性の「戦争に貢献したい」という気持ちを浮きぼりにしたのです。女性たちのこのような気持ちは，戦争をすすめる政府にとってたいへん好都合でした。「戦争する社会」とは「(　4　)たちが戦場に行ってしまった社会」であって，その社会はすなわち②「(　C　)が足りない社会」だからです。女性たちはそんな社会を時にはすすんで支え，何よりも支えるよう求められたのでした。こうして，普段にもまして「(　4　)らしさ＝戦えること」が重視された戦時にこそ女性の活躍する場が増えていったのです。

一般には，女性といえば戦争の協力者というよりも，例えば，夫が戦死して泣いているイメージの方が強いのではないでしょうか。でもあわせて別の側面にも目を向ける必要があります。女性には，大切な人を思う気持ちと，戦争の役に立ちたいという気持ちを，両立させるよう求められていました。③こういった事情は同じ時期，同じく戦争中のヨーロッパでも変わらなかったのです。

改めて女性たちの役割ですが，軍事産業の労働力として期待されるだけでなく，何よりも彼女たちに求められるのは「“未来の(　5　)”の(　6　)」になることでした。それは，例えば，**図1**のように示されます。(　7　)事変をきっかけに樹立された(　7　)国の開拓を描いた**図2**からは，女性たちが「開拓者」としても期待されていることが分かります。また，いざ戦争が始まれば彼女たちには，④**図3**にあるような役割をはたし，**図4**のように「戦場で傷ついた(　5　)をいやす従軍看護婦(じゅうぐん)」(戦場の看護師)であることが求められました。そして，⑤「従軍看護婦」に期待されるセリフは，やさしくて残酷な一言なのでした。

こう見てくると，女性たちは戦時，さまざまな分野で戦いを支えたように見えますが，では彼女たちは好戦的だったのかというと，それもまた一面的な見方だというべきでしょう。当時の女性にとっては，そもそも社会的に活躍すること自体が，たいへん難しかったことを踏まえなければなりません。⑥「(　D　)」という女性たちの強い気持ちが「戦争に貢献したい」という気持ちに結びつき，それが戦争に利用されていったという可能性を軽く見るべきではないと思われるのです。

問１　本文中の（　１　）～（　７　）についてあてはまる語句や数字を，以下の語群から選び答えなさい。

1937，　1939，　1941，　1945，　アメリカ，　インド，　カナダ， オーストリア，　韓国，　台湾，　中国，　満州，　ロシア，　姉， 妹，　父，　母，　女性，　男性，　学生，　警察官，　消防士，　兵士

問２　下線部①の（　Ａ　）・（　Ｂ　）にあてはまる語句を，本文中から抜き出して答えなさい。

問３　下線部②の（　Ｃ　）にふさわしい語句を推測して答えなさい。

問４　下線部③に関連して，例えば，女性向けに描かれたドイツのポスターでは，兵器工場で楽しそうに働きながらこんなセリフを言う主婦が描かれました。

「以前は主人のためにパンにバターを塗（ぬ）っていましたが，今では手りゅう弾に色を塗っています。これが彼のためなんだと思って」。

これを見る女性たちはどのように考えることを求められているのでしょうか。簡潔に答えなさい。

問５　下線部③に関連して，ヨーロッパにおける日本の同盟国を以下の国々から二つ答えなさい。また，地図中のア～カからその国の位置を記号で答えなさい。

イギリス　　イタリア　　スペイン　　ドイツ　　フランス　　スイス

＊国境線は現在のもの。

問６　下線部④について，次の文章を読み，（　a　）・（　b　）にあてはまる語句を答えなさい。

図３は国防婦人会という戦時中の女性団体の活動を示した写真で，これから戦地に送られようとする兵士たちを見送っているところです。彼女たちは，おそろいのエプロン姿で明るく日の丸を振っています。このうち「エプロン」は「（　a　）をしっかり守ること」を意味するでしょう。またここでの「（　b　）」は「国をあげての応援」を意味するでしょう。そして，全体としては「こちらのことはまかせて，しっかり戦ってきてください！」ということではないでしょうか。

問７　下線部⑤について。戦争する社会が「従軍看護婦」に期待する「セリフ」として，ふさわしいものを以下のＡ～Ｆから２つを選び，記号で答えなさい。

Ａ．ずいぶん良くなりましたね，これで故郷に帰れますよ。
Ｂ．早く良くなって，また，がんばってくださいね。
Ｃ．もうすぐ治りますけど，今度は無茶（むちゃ）しないでくださいね。
Ｄ．心配いりませんよ。何度でも治しますからね。
Ｅ．ちょっとがんばりすぎですよ，お母様も奥様も心配してますよ。
Ｆ．もう十分がんばりましたよ，ゆっくり休んでくださいね。

問８　下線⑥の(　D　)にあてはまる「気持ち」を推測して簡潔に答えなさい。

＊以下の図１，２，４は当時広く読まれていた女性雑誌に掲載されたもの，図３は戦時中の写真です。いずれも見る者に対するメッセージを含んだものと考えられています。

図１　雑誌『處女』

図２　雑誌『主婦の友』

図３　国防婦人会

図４　雑誌『主婦の友』

出典：若桑みどり『戦争がつくる女性像』(ちくま学芸文庫2000年)

HP「戦争を語りつぐ証言集」

このページには問題がありません。

2 次の文章を読み，設問に答えなさい。

2012年12月に衆議院選挙，2013年７月に参議院選挙が行われましたが，その度に一票の格差が話題になりました。一票の格差とは，議員一人あたりの有権者数(選挙権をもつ人の数)を選挙区ごとに比べた倍率です。この数字が地域によって大きく異なるため，住んでいる場所によって一票の重さが違ってしまうことが問題となり，選挙のたびに選挙の無効(やり直し)の訴えがおこされていました。つまり，①(　A　)より(　B　)の方が一票の価値が重くなっていく傾向があるので，格差を縮めるため，選挙区の区割りや，選出される議員の定数を見直すことが必要なのです。けれどもこれまで見直しが不十分なまま国会議員の選挙が行われてきました。最近の選挙では，衆議院では最大２倍以上，参議院では最大５倍ちかい差がでてしまいました。

裁判所はこの問題をずっと指摘してきましたが，選挙の制度はなかなか改められていません。2011年３月に最高裁判所は，②衆院選の区割りが違憲(憲法違反)状態になっているとの判決をだしていましたが，翌年そのまま選挙が行われてしまいました。それに対し，選挙の無効を求める訴えがおこりました。2013年３月，各地の高裁・高裁支部はすべて，2012年の選挙を「違憲」もしくは「違憲状態」とし，なかでも③岡山と広島では選挙自体が無効であるとの判決をだしました。参議院選挙についても，2012年10月に違憲状態との最高裁判決がでてから，わずかな見直ししかされなかったため，2013年の選挙後，同様の裁判がおきています。国会でも，区割りや定数の見直しの話し合いを続けていますが，政党の意見や利害が異なるため，徹底した改革はすすめにくい状況です。

参考：『NEWSがわかる』毎日新聞社，2013年６月

資料１：2012年衆議院選挙の小選挙区のうち，有権者数の少ない区と多い区

有権者の少ない区とその有権者数	有権者の多い区とその有権者数
１．高知３区　20万4196人	１．千葉４区　49万5212人
２．長崎３区　20万9222人	２．神奈川10区　49万2394人
３．宮城５区　21万1113人	３．東京６区　48万4860人

資料２　衆院選・参院選の一票の格差の移り変わりと最高裁判決

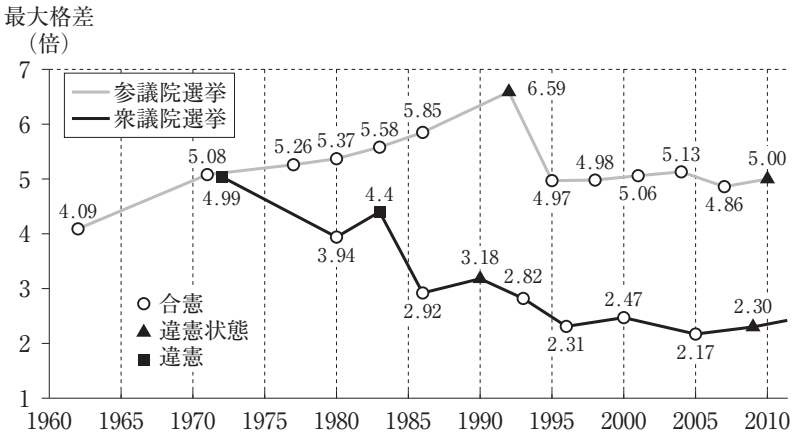

注：選挙をした時の一票の格差を数字で示し，最高裁の判断を図形で示している。
資料：『NEWSがわかる』毎日新聞社，2012年12月

問１　下線部①の（　A　）と（　B　）に入る適切な表現を以下のア～エから選び，記号で答えなさい。

ア．人口が流入し集中した都市部
イ．細かく区割りをした都市部
ウ．投票率が高い農村部
エ．人口が減少した地域

問２　下線部②のように，最高裁は選挙のしくみが違憲であるという判決をだしましたが，具体的には憲法14条に反しているということです。次に示す憲法14条の（　a　），（　b　）にあてはまる語句を答えなさい。

憲法14条　すべて国民は（　a　）の下に（　b　）であって，人種，信条，性別，社会的身分または門地（もんち）により，政治的，経済的または社会的関係において，差別されない。

問３　下線部②と下線部③について，国会のきめた選挙のありかたに，裁判所が踏みこんで判定したことは，民主主義の政治のある原則にもとづき，裁判所に違憲審査（しんさ）権が与えられていることによります。この原則の名称を答えなさい。

問４　資料２のグラフから，違憲状態の判決の後に，多少は格差の改善が行われてきたことがわかります。一票の格差を改善するには，どのような方法があるか。本文を参考にして具体的な方法を答えなさい。

問５　一票の格差をめぐる裁判所の判決に対しては，さまざまな意見を出すことができます。次に挙げる意見１～４は，それぞれどのようなことを重視しているのか，最も適切なものをア～オから一つずつ選んで記号で答えなさい。

＜さまざまな意見＞

１．一票の格差が２倍を下回ればいいというものではない。一票の価値が，どの地域でもほぼ等しくなるようなしくみにするべきだ。

２．選挙のしくみを見直して，都市部の議員数を増やして解決すればそれでいいのか。農村部がますます切り捨てられてしまうのではないか。

３．一票の格差はただ違憲だから問題ということではない。票の重みが軽い地域ができると，その地域で支持の高い政策をすすめる政治家の割合も低くなり，政策と国民の支持のずれが広がってしまう。

４．選挙のしくみの見直しも，裁判所にまかせたほうがいいのではないか。しくみを変えることにより自分の議席を失いかねない国会議員の間で，意見をまとめることは難しいのではないか。

＜重視していること＞

ア．一票の格差とは別の格差にも目を向けること

イ．政治のしくみの改革に，その機関とは別の機関をかかわらせること

ウ．公平性を徹底させること

エ．自分たちがすでにもっている利益を保持すること

オ．国民の意思を政治にただしく反映させること